

# 2025年当初予算について交渉 給与や教育現場の課題解決を要求



発行所  
高松市田村町1033-3  
TEL (087) 867-4797  
FAX (087) 867-6446  
kakyoso@kakyoso.com  
香川県教職員組合  
定価 1部50円 1月100円  
組合員の購読料は組合費に含む

香教組ホームページ  
<http://kakyoso.com/>

## 教育長 少しでもよい方向になるように 制度改正や予算獲得につなげたい

**香教組** 香教組は、2024年11月18日に県教委と「2025年度当初予算に関する要求書」にもとづく交渉を行いました。

**賃金水準の向上について**

**香教組** 生計費原則に則り、すべての世代の賃金水準の向上を図ること。

**県教委** 人事委員会の報告を尊重すること

**香教組** 教員について人材確保法の観点から県教委は人事委員会に申し入れるべきだと思ふ。

**県教委** 人材確保や物価高に対応するよう人事委員会に話をしていく。

**講師の給料表について**

**香教組** 同一労働・同一賃金の原則に立ち、講師の先生にも2級給料表を適用すること。他県では実施しているところもある。

**県教委** 講師に1級を適用することは、公

立学校職員の給与に関する条例で規定している。2級を適用しているところでは「臨時教諭」という形にしているところもあるが本県では考えていない。

**香教組** 講師の先生で主任をしていない人もいる。主任手当は支給できないか。

**県教委** 講師には主任手当はつかない。退

庁しやすい雰囲気作りや講師の待遇改善を考えていきたい。

**香教組** 講師の処遇の改善は講師の確保にもつながる。それこそ、他県の状況も考慮して欲しい。



**特別支援教育コーディネーターの給料調整額について**

**香教組** 特別支援教育コーディネーターの給料調整額を新設すること。

**県教委** 中教審答申にも言及されている。

**香教組** 国や他県の動きを見ながら、バランスをとっていききたい。県教委は専任の特別支援教育コー

ディネーターの加配措置は「特別支援教育の専門性に優れた教諭」としている。香教組は、いろいろな職に手当などをつけるのは教職員の分断になるので反対であるが、特別支援教育の重要性から要求している。

**新たな職の設置について**

**香教組** 中教審が新たな職の設置と新たな

職に対応する級の創設を答申している。しかし、若手教員のサポートなどは学校現場で教職員の共同である。教員同士でサポートしたり、助けあったりすることが大切である。新たな職の任用にあわせて、能力・業績の評価の強化が言われている。教職員の自発性が大切と言いつつ、上意下達の管理体制になる。また、給料も6階級になる。東京都では一般の教諭の給与が下がっている。教職員の分断につながる。新たな職、新たな級ともに設置には反対である。



**県教委** 新たな職の創設にあたってはその効果であったり、国の趣旨、そして他県の動向をしっかりと注視

したりしながら検討したい。

**香教組** 検討にあたっては、内容を組合に説明するとともに、話し合えるようにしてもらいたい。

**臨時教職員の採用について**

**香教組** 講師の採用においては、採用校種、勤務時間等雇用条件を明確にし、現場赴任の際に齟齬がないよう労働条件通知書の明示をすること。これまでに、講師をされた人が教育事務所との話し合いで、勤務する校種が始めと後で変わった。しかも、実際に勤務すると教育事務所と話し合ったことが校長に伝わっていないことが起きていた。教育事務所は口約束でなく、プロ野球の契約書のように目に見える形で紙に残して校長にきちんと伝えることが必要である。

**県教委** 講師の任用に関する通知書がある。そこには、基本的な事項は書かれている。しかし、そこに書かれていないような内容で言った言わないということがあった。その部分の対応は、教育事務所面で面接を行っているが、そこをしっかりと各校長に伝えられるようにして齟齬がないようにしたい。

**香教組** 実際に学校に赴任すると、校長からいろいろと頼まれることもある。教育事務所は、講師になる



部活動について、2023年3月に出したガイドラインの冒頭は「学校の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきました」と記している。県教委は、教員の献身的な支えをどうしようとしているのか、特に、部活動終了の時刻と勤務時間の関係は、こちらの聞き方もあるのだからうがすっきりした回答は得られない。2018年の中教審答申では、学校・教師が担う業務に係る3分類で、部活動は「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」に分類されている。10月に行われた香川県教育研究会で、講師の妹尾昌俊さんは、岐阜県の下呂中学校の様子を紹介された。下呂中

### 部活動ってなに？

学校の部活動は平日は16時30分に終わる。部活のない曜日もある。生徒からは、自分の時間を持つことができる、家族との時間が増えたなどの声がある。一方、教員からは、他の先生と話ができる、採点や事務作業ができる、部活で時間の使い方を指導することで自分で考えて動く姿が増えてきたという声があることを示された。中学校や高校での思い出で部活動をあげる人も多い。教員も部活動にやりがいを感じる人もいます。ただ、部活動にも変化が求められている。多様性の時代である。生徒が関心を持ち、自分の才能を伸ばすものは部活動以外にもある。自分の時間をもち、その時間をどう使うかを考えるのも個の成長につながる。部活動のあり方の再考が必要である。

人と本当に細部まで話をつめ、しかもそれを校長先生にきちんと伝えないとうまくいかない。

今、学校はいろいろな職務の人が配置されている。しかし、どの人がどんな条件で来ているか、現場では十分に知らされていないことがある。きちんと知ることが、教師集団として支え合うことができる。

### 部活動について

**香教組** 生徒の部活動への強制加入や「全員顧問制」、顧問の押しつけがないようにすること。確認だが、部活動は教員が必ずしも担わなくてもいい業務か。

### 県教委

はい。

### 香教組

部活動の顧問を任意制にすることはできないか。

### 県教委

顧問の任用については、学校全体の業務とか、本人の事情をもとに決めていくのが現状。本人の希望もあるが、希望しない人が多くなった場合に、今の状況では部活動が成り立って行かない状況だと思う。

### 香教組

部活動を希望しないのは可能か。

### 県教委

可能だが、今の学校の現状からするとみなさんの希望をすべて叶えるのは、なかなか難しい状況にあると

認識している。

### 香教組

今後の見直しということになってくると思うが、部活動の終了時刻が勤務時間より後に設定されている。勤務時間を過ぎても部活動を見なければならぬのか。

### 県教委

勤務時間外となるが、生徒の活動は生徒だけに任せるわけにはいかない。今のところは時間を過ぎても見ている状況である。



### 香教組

それがかなり先生方の負担になっていくのも事実だと思うので、今後どうするかは考えていただきたい。実際に部活動終了時刻が勤務時間内という学校もある。

### 県教委

学校とか市町の状況によっていろいろな部活動状況があると思うが、ガイドラインの作成や地域移行については10月末にロードマップを発表した。土日の地域移行というところで、生徒にとって望ましい活動環境づくりと教員の働き方改革を進めていきたい。

### 香教組

部活動の地域移行では市町によっては指導員の確保が厳しいところがある。

また、地域移行に伴って保護者の負担の問題もある。県でも努力するとともに、国へも支援を要請するように。

### 県教委

指導者の確保と保護者の負担の問題は大きな課題である。4月に人材バンクを設置して、市町の要望とそれを希望する指導者のマッチングを行っている。それに合わせて、部活動指導員の配置支援事業は完了するまでしっかりと続くように予算の確保、要望をしていきたい。また、保護者の負担軽減も強く国に要望していきたい。

### まとめとして

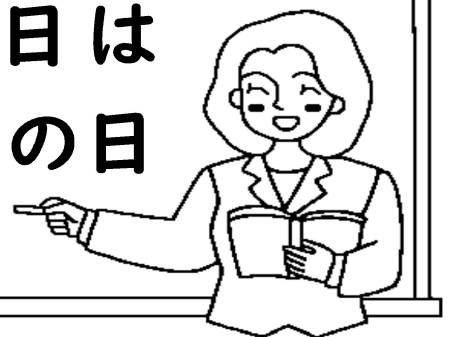
### 教育長

多くの現場の声があった。給与の関係は人事委員会勧告の尊重になる。

具体的なことで学校の経営とか経営上の問題もあった。例えば、部活動は、今は土日の移行の話をしているが、平日の勤務時間と部活動終了時間の関係とかは教職調整額の考え方につながっているわけだが、そういうところをどんなふうに整理していくのかというのは、重要な論点だと思う。実際に教壇に立つ先生の数がこれだけ減っている、なかなかいなくなっている現状の中で、いかにしてその教育環境を充実させていくかということにもつながると思う。もう、来年度の予算編成に向けて動き出しているので、少しでもよい方向になるように、今日の話を踏まえて、制度改正なり、予算の獲得につなげていきたい。

## 子どもの権利条約批准30年

## 11月20日は世界子どもの日



### 子どもの権利条約4つの原則

生徒指導提要では、「四つの原則とは、第一に、児童生徒に対するいかなる差別もしないこと、第二に、児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること、第三に、児童生徒の命や生存、発達が保障されること、第四に、児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利を持っていることを指します」として、子どもの権利条約本文の概要を示しています。

#### ①差別の禁止(条文第2条)

児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、

#### ②児童の最善の利益(第3条)

児童に関する全ての措置をとるにあたっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによつて行われるものであつても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

#### ③生命・生存・発達の権利(第6条)

生命に対する児童の固有の権利を認めるものとし、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

#### ④意見を表明する権利(第12条)

児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する。児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従つて相応に考慮される。

11月20日は世界子どもの日です。1954年に国連によつて制定されました。1959年の11月20日には「子どもの権利条約」が国際連合の総会で採択されました。そして、30年後の1989年11月20日に「子どもの権利条約」が国連の総会で採択されました。日本は1994年に「子どもの権利条約」を批准しました。

子どもの権利条約批准後は、政府は定期的に「国連子どもの権利委員会」に報告書を出して審査を受けます。また、ユニセフやNGOも報告を出します。それらの内容をともに、国連は政府に勧告を出します。

日本政府に対して、次の3つの重要な勧告が出されました。

- 子どもの権利に関する包括的な法律、子どもの保護に関する包括的な政策、適切な調整機関、その内容が示されています。
- 「子どもの権利に関する包括的な法律、子どもの保護に関する包括的な政策、適切な調整機関、その内容が示されています。」
- 「子どもの権利に関する包括的な法律、子どもの保護に関する包括的な政策、適切な調整機関、その内容が示されています。」

また、文科省の生徒指導提要に「児童の権利に関する条約」についての理解として、「児童の権利条約の四つの原則を理解しておくことが不可欠です」と記載され、その内容が示されています。

評価・監視機構の設置

- 競争的な日本社会の中で、子ども時代と発達が害されることのない措置を取る
- すべての子どもにも自由に意見を表明する権利と意見が適切に尊重される環境の確保。子どもにとつて意義があり、力を伸ばすような「参加」の積極的促進
- 日本ではようやく、2022年に「子ども基本法」が制定され、「子ども家庭庁」も発足しました。
- 子ども家庭庁の発行のパンフレットには、「子どもまんなか社会」を一緒につくっていきましょう」と記されています。